



島根県報

令和5年10月31日（火）

第 4 6 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（中 小 企 業 課）	2

【公 告】

公共測量の実施（3件）	（技 術 管 理 課）	4
公共測量の終了（2件）	（ ” ）	5

【収用委告示】

収用の裁決手続の開始の決定		5
---------------	--	---

告 示**島根県告示第711号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

松江市八雲町熊野3028、3029-2、6190-1、6280-1、6280-2、6286-1、6286-34

2 指定の目的

水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第712号

令和5年島根県告示第487号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和5年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）マックスバリュ出雲上塩冶店

ドラッグストアウェルネス出雲上塩冶店

島根県出雲市上塩冶町2668外

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	土砂等の運搬にあたっては、現場監督者等により過積載及び転落防止措置に十分注意するとともに、運転者へ安全速度遵守の指示を徹底すること。	各種法令法規を遵守し、開発に伴う事故や違反を未然に防止する必要がある。
2	開発区域内の重機等について、施錠を確実にを行い盗難防止に努めること。	営業（作業）時間外の監視の目がない状況では、盗難が発生する可能性があるため、施錠の徹底等の防犯対策を講じる必要がある。
3	車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保す	店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容

	ること。	易に出来る環境にしておく必要がある。
4	<p>早朝の荷さばき作業を行う場合の騒音について、通常行う騒音対策にあわせ、作業方法や工程を工夫する等、徹底した騒音（防音）対策を行うこと。</p> <p>また、搬入車両や来客車両走行音が近隣住民の安眠を妨害することがないように検討し実施すること。</p>	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
5	<p>長時間使用する室外機、受電設備等の稼働時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。早朝及び夜間における近隣住民の安眠を妨害することがないように防音対策を講ずること。また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕すること。</p>	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
6	敷地内に照明等設置する時は周辺の住宅に影響を与えないよう十分配慮すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
7	店舗に設置される排気施設について、排出される臭気が近隣住民の生活に支障を生じさせないように配置や構造に配慮すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
8	周辺の住民や事業所等に当該事業についての事前説明を十分に行うこと。周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解決に向け努力すること。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。
9	<p>店舗新設工事に伴い工事車両が市道を通行する場合は、積載物の落下などによる道路の汚損・破損がないよう注意を喚起すること。</p> <p>道路に汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。</p> <p>なお、工事着手前に各道路管理者と道路面の立会を行うこと。</p>	道路法第22条（工事原因者に対する工事施行命令等）及び道路法第58条（原因者負担金）による。
10	道路上に広告看板、のぼり旗等を設置しないこと。	道路法第32条（道路の占用の許可）による。
11	道路及び河川における占用及び承認工事が必要な場合は、申請を行い許可を得ること。	道路法第24条（道路管理者以外の者が行う工事）及び32条（道路の占用の許可）による。 出雲市普通河川道路等管理条例第4条、第5条による。
12	店舗敷地の工事中及び工事完成後においても、店舗敷地に隣接する用排水路に、土砂や汚濁水が流入することがないようにすること。	用水路に土砂が流入し、流れを阻害すると、ほ場への農業用水供給の支障となるため。
13	使用されなくなる農業用水取水口及び排水口を撤去すること。	排水の流れが阻害され滞水すると、悪臭や病害虫の発生原因となるおそれがあるため。

14	地元の要請に応じ、用排水路の清掃に協力すること。	排水の流れが阻害され滞水すると、悪臭や病害虫の発生原因となるおそれがあるため。
15	必要に応じて被害防除施設の設置等を行うこと。	事業実施において、付近の農地等に被害が及ばないようにするため。
16	隣保館前の市道塩冶162号線の白線と停止線を新しく書き直してもらいたい。	停止線は消え、白線は薄くなっている。隣保館利用者の安全を確保する必要があるため。
17	隣保館前の県道の横断歩道線を書き直してもらいたい。	隣保館利用者の安全を確保する必要があるため。

3 縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町109番地1）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年10月25日から令和6年3月25日まで

3 作業地域

浜田市外ノ浦町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局山陰西部国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（UAVレーザ計測）

2 作業期間

令和5年10月18日から令和6年2月9日まで

3 作業地域

益田市飯浦町及び小浜町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島

根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年10月18日から令和6年3月25日まで
- 3 作業地域
大田市三瓶町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年8月3日に終了した旨松江市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
令和5年7月27日から同年10月18日まで
- 3 作業地域
松江市玉湯町、乃白町及び乃木福富町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年10月19日に終了した旨出雲県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年4月25日から令和5年3月28日まで
- 3 作業地域
出雲市東園町外地内

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

令和5年10月31日

島根県収用委員会会長 熱 田 雅 夫

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道9号改築工事（福光・浅利道路）（島根県大田市温泉津町今浦地内から同市温泉津町今浦地内まで、同市温泉津町吉浦地内から江津市後地町地内まで、同市後地町地内から同市後地町地内まで及び同市後地町地内から同市松川町上河戸地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 島根県江津市後地町

(単位：㎡)

地番	地目		地積		収用しようとする土地の面積	収用又は 使用の別	備考
	公簿	現況	公簿	実測			
913番1	畑	畑	159	159.91	82.57	収用	一部
913番2	宅地	宅地	680.25	680.25	154.10	収用	一部
2947番14	山林	山林	571	571.69	68.60	収用	一部

4 土地所有者の氏名及び住所

不明 ただし、島根県江津市後地町913番地2 渡邊 保男

又は登記名義人（亡）渡邊 カヅへ 法定相続人

島根県江津市後地町913番地2 渡邊 保男（持分不明）

兵庫県尼崎市久々知1丁目17番30号 渡辺 頼男（持分不明）

大阪府大阪市港区築港4丁目7番9号 青島 得世（持分不明）

大阪府大阪市港区築港4丁目7番9号 青島 充昌（持分不明）

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和5年10月26日